

第 1 章

計画策定の背景

1 世界の動き

1945年（昭和20年）国際連合が成立し、憲章において基本的人権、人間の尊重及び価値並びに男女同権についての信念を再確認し、1946年（昭和21年）には「婦人の地位委員会」を設置しました。

また、世界における自由、正義及び平和を築くためにはすべての人々の基本的人権の尊重が必要という考えから、1948年（昭和23年）には「人権に関する世界宣言」（「世界人権宣言」）が採択され、さらに、1967年（昭和42年）には実質的な男女平等を実現するため、「婦人に対する差別撤廃宣言」が採択されました。

その後、国連は1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、メキシコシティで、「国際婦人年世界会議」を開催し、「平等・開発・平和」をスロ・ガンに掲げ、女性問題解決の指針となる「世界行動計画」を採択しました。

行動計画では、男女平等の達成のため、「男女の伝統的な役割を変える必要性を認識しなければならない」と性別役割分業の変革が示されました。

また、国連は1976年（昭和51年）から1985年（昭和60年）までの10年間を「国連婦人の10年」と宣言し女性の地位向上の取り組みが世界的規模で行なわれました。

1979年（昭和54年）国連において、「女子に対するあらゆる形態の差別に関する条約」（「女子差別撤廃条約」）が採択され、「子の養育には、男女及び社会全体がともに責任を負うことが必要であること」や「社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であること」等もうたわれました。

翌1980年（昭和55年）コペンハーゲンでの「国連婦人の10年中間年世界会議」では、今後各国が採るべき指針を示した、「国連婦人の10年後半期行動プログラム」が採択され、「女子差別撤廃条約」の署名も行なわれました。1981年には、「国連のILO（国際労働機関）が「男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」（「ILO156条約」）を採択しました。

1985年（昭和60年）には、ナイロビで「国連婦人の10年最終年世界会議」が開催され、10年間の成果の見直しと評価を行い、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

その後、1990年（平成2年）ウィーンで開かれた国連の第34回「婦人の地位委員会」で、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと

評価に伴う勧告及び結論」(「ナイロビ将来戦略勧告」)が採択され、1993年(平成5年)ウィーンで開催された「世界人権会議」で「ウィーン宣言及び行動計画」が採択され、特に「女性に対する暴力」が人権問題として公的に認知されました。

また、1994年(平成6年)カイロで開かれた「国際人口開発会議」では、「性と生殖に関する健康/権利」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)という概念が提唱され、女性の人権の重要な一つとして認識されました。

1995年(平成7年)北京での「第4回世界女性会議」で「ナイロビ将来戦略」の第2回見直しと評価を行い、西暦2000年に向けて取るべき優先行動分野を定めた「行動綱領」及び「北京宣言」が採択され、「北京宣言」の中では、女性のエンパワーメント及び意識決定過程への参加、「女性の権利は人権であること」、「男性と女性による家族的責任の公平な分担と調和の取れたパートナーシップの重要性」などがうたわれました。また、「行動綱領」に基づき、各国が「国内行動計画」を策定すべきことが求められました。

2000年(平成12年)には、国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークで開かれ、北京行動綱領の見直しと評価を行い、女性への暴力防止・グローバル化による男女格差の解消などがうたわれた「成果文書」が採択されました。



2 日本の動き

戦後まもない1946年(昭和21年)第22回総選挙にて、婦人参政権が初めて行使され、人権の尊重の理念に基づく両性の本質的平等を保障する「日本国憲法」が公布されました。その後、国際婦人年を契機とする世界的な動きの中、1975年(昭和50年)内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977年(昭和52年)には、「世界行動計画」を受けて「国内行動計画」を策定し、以後10年間に女性の地位向上に向けて取組む施策の方向づけをしました。

1980年(昭和55年)には、「国連婦人の10年中間年世界会議」で「女子差別撤廃条約」に署名し、1981年(昭和56年)には、「国内行動計画」の目標達成のため「国内行動計画後期重点目標」を策定しました。

また、「女子差別撤廃条約」の批准に向けて、1984年(昭和59年)には、「国籍法」「戸籍法」の改正、1985年(昭和60年)には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(「男女雇用機会均等法」)の制定など、国内法制度を整備し、同年、「女子差別撤廃条約」を批准しました。その後、「ナイロビ将来戦略」を受け、1987年(昭和62年)に「男女共同参加型社会」の形成を目指した「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、さらに1991年(平成3年)に「ナイロビ将来戦略勧告」の趣旨に沿って新国内行動計画の第一次改定が行なわれ、「社会のあらゆる分野へ男女が平等に共同して参画することが不可欠である」という認識で、「共同参加」を「共同参画」に改め、男女共同参画社会の形成を目指すことになりました。

また、子を養育する男女労働者の雇用の継続を図るため、1992年(平成4年)に「育児休業等に関する法律」が、翌1993年(平成5年)にはパートタイム労働者の雇用改善を事業主の努力義務として定めた「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(「パートタイム労働法」)が施行され、就労における法制度を整備しました。

1993年(平成5年)から中学校における家庭科の男女共修が完全実施され、続いて1994年(平成6年)から高校家庭科の男女共修が始まりました。

急速に進む社会の高齢化に伴い、介護休業制度の必要性が高まり、1995年(平成7年)には、「育児休業等に関する法律」を大幅に改定する法律(「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」)が施行され、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(「育児・介護休業法」)が成立し、一部が施行さ

れ、同年「ILO156号条約」を批准しました。なお、1997年（平成9年）には「男女雇用機会均等法」の「募集・採用、配置・昇進等の女性差別の廃止」を「努力義務」から「禁止規定」に、母性健康管理を「努力義務」から「義務化」にするなどの改正がされ、同時に「労働基準法」も、女性の時間外・休日労働、深夜業等の就業規制の解除などの改正がされました。これらの改正は、母性健康管理など一部は翌年から施行され、1999年（平成11年）4月より完全施行されました。また、「育児・介護休業法」も同時に完全施行され、就業環境も大きく変化しています。このような中、1994年（平成6年）内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部員とする「男女共同参画推進本部」を設置し、その諮問機関として、「男女共同参画審議会」を設置しました。「男女共同参画審議会」では、第4回世界女性会議の成果を踏まえ、1996年（平成8年）7月、目指すべき男女共同参画社会について明らかにした「男女共同参画ビジョン」を答申し、男女共同参画社会について、その定義、理念、目標を明かし、その実現についてわが国の経済、社会の変化を踏まえつつ、おおむね2010年までを念頭に目指すべき方向とそれに至る道筋を示しました。これを受けて、「男女共同参画2000年プラン - 男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（西暦2000年）までの国内行動計画 - 」が策定され、ビジョン、プランで提言された、男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律「男女共同参画社会基本法」が1999年（平成11年）6月に公布・施行されました。

2000年（平成12年）9月には男女共同参画審議会が2010年までを念頭に置いた男女共同参画基本計画の策定にあたっての基本的な考え方」と題する答申が提出され、今後の施策の基本的方向と具体的な取組について取りまとめたものであり、この答申に基づき基本計画が策定されました。

2001年（平成13年）1月、新しく設置された内閣府に、重要政策に関する会議の一つとして「男女共同参画会議」を、併せて内部部局として「男女共同参画局」を設置しました。また、同年4月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立しました。

3 大分県の動き

大分県では、世界や国の動きを受け、女性行政の担当窓口として、1978年（昭和53年）4月に「青少年婦人室」を設置し、1980年（昭和55年）には「青少年婦人課」（1990年〔平成2年〕女性青少年課へ名称変更）へ改組しました。

また、1978年（昭和53年）8月、庁内組織として副知事を長とする「大分県婦人行政企画推進会議」（1990年〔平成2年〕大分県女性に関する懇話会、1999年〔平成11年〕大分県男女共同参画懇話会へ名称変更）を発足させ、女性行政の推進体制を整備しました。

1980年（昭和55年）女性の地位と福祉の向上を目標に掲げた「婦人の明日をひらく - 県内行動計画」を策定しました。この計画では、女性の課題が県民生活のあらゆる領域にわたり、日常生活に深く根ざしていることから、これらの問題を明確にし、女性自らが取り組んでいけるよう女性のライフサイクルを4つのライフステージに分け、ステージ毎に課題を体系づけ、人材育成や情報提供、意識啓発に努めました。

1991年（平成3年）21世紀に向けての大分県の女性の基本指針である「おおいた女性プラン 21」を策定しました。この計画では、男女平等と個人の尊厳を基本理念とし、男女共同参加型社会の実現を目標に、人材育成、啓発等を引き続き行なうとともに、根強い性別役割分担意識の解消や女性の多様な生き方を支える社会的条件の整備を目指した背策を展開していきました。

1999年（平成11年）に策定した大分県長期総合計画「おおいた新世紀創造計画」の中で、男女共同参画社会の到来を時代の潮流と位置づけ、「男女共同参画社会の実現」を明記しました。

2001年（平成13年）男女共同参画社会基本法に基づく「おおいた男女共同参画プラン」を策定しました。この計画では、男女共同参画社会の実現を総合目標に、男女平等と人権の尊重を基本理念とし、男女平等をめぐる意識変革、男女の人権の尊重、男女共同参画実現のための環境整備を三つの柱に各種施策を推進することとしています。

さらに同年4月には、この計画を総合的かつ効果的に推進するため、知事を本部長とする大分県男女共同参画推進本部を発足させました。2002年（平成14年）に、男女共同参画を推進するための基本理念や県、県民及び事業者の責務、県の基本的施策等を定めた「大分県男女共同参画推進条例」を制定いたしました。

4 別府市の動き

別府市における女性問題への取り組みは、1970年（昭和45年）4月に女性が主体性をもって充実した生き方ができるよう、その能力と適性を磨くための事業を実施するとともに、女性のための生涯学習を推進する場として「別府市婦人会館なでしこ」が開設されたことに始まります。

1988年（昭和63年）には中央公民館で女性の視点で家庭や地域の問題などについて学習する「婦人学級」を開催いたしました。しかしながら、あくまでも社会教育の範囲内での事業展開であり、「女性行政」という観点からおこなわれていたわけではありませんでした。その後、女性問題が社会的な問題として関心が高まる中、1994年（平成6年）4月、教育委員会社会教育課に女性行政担当窓口を設置し、女性の地位向上と社会参加への啓発活動を推進してまいりました。

1996年（平成8年）3月に第1回の「女性フォーラム（平成9年度より男女共生フォーラムに改称）」を開催し、以降市民意識の高揚を図ってきました。

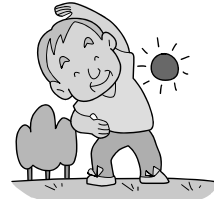
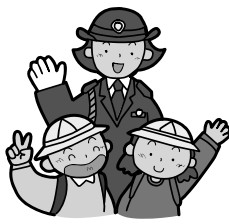
1996年（平成8年）～1997年（平成9年）度には市内の各種女性団体による「女性の社会参加支援特別推進事業」（文部省の補助事業）を実施し、女性団体の育成に努めてきました。

1998年（平成10年）6月には、「別府市教育委員会女性行政推進委員会」を設置し、女性問題についての総合的な施策の推進を図るため、調査・検討を行ってきました。また、同年12月には市議会において、議員提出議案である「男女平等基本法の制定を求める意見書」が可決され、内閣総理大臣及び総務庁長官へ提出いたしました。

その後、2000年（平成12年）4月に、女性行政担当窓口が機構改革により、企画財政部企画調整課へ移管され、男女共同参画プランの策定にとりかかりました。

同年11月には市民1,000人を対象とした「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」を行い、市民意識の実態を把握するとともに、プラン策定の資料としました。

2001年（平成13年）8月には学識経験者や市民の代表者などからなる「別府市男女共同参画推進懇話会」を設置し、別府市総合計画に基づいた「男女共同参画プラン」の検討を重ね、2002年（平成14年）2月に提言を受け、この「別府市男女共同参画プラン」を策定いたしました。



別府市の人口・世帯の推移 (単位：人、%)

(別府市統計書より)

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
世帯数		48,844	49,814	51,453	52,877
人口	総数	134,775	130,335	128,255	126,523
	女性	74,022	71,903	70,879	69,618
	男性	60,753	58,431	57,376	56,905

別府市の項目別人口の推移 (単位：人、%)

(別府市統計書より)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
人口総数	134,775	130,334	128,255	126,523
年少人口 (0~14歳)	26,020	21,059	18,037	16,203
生産年齢人口 (15~64歳)	91,332	88,709	85,653	81,589
高齢人口 (65歳以上)	17,423	20,441	24,547	28,556
高齢化率	12.93	15.68	19.14	22.58

別府市の家族類型別世帯数 (単位：世帯)

(別府市統計書より)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
世帯総数	48,637	49,526	51,274	52,579
夫婦のみ	8,681	9,791	10,972	11,386
夫婦と子供	15,940	14,879	14,008	13,273
男親と子供	476	504	510	511
女親と子供	3,481	3,599	3,812	4,089
その他	6,204	5,637	5,363	4,687
単身世帯	13,855	15,098	16,609	18,306

別府市の出生数及び出生率（単位：人、％）

（保健所報より）

	平成 7 年	平成 8 年	平成 9 年	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年
出生数	1,102	1,058	1,031	1,015	987	1,035
出生率	8.6	8.3	8.1	8.0	7.8	8.3

合計特殊出生率（単位：％）

（保健所報より）

	平成 7 年	平成 8 年	平成 9 年	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年
別府市	1.32	1.29	1.25	1.23	1.19	1.24
大分県	1.63	1.59	1.53	1.52	1.49	1.51
全国	1.42	1.43	1.39	1.38	1.34	1.35

合計特殊出生率

15歳から49歳（再生産年齢）の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が再生産年齢を経過する間に、その年の年齢別特殊合計出産率に基づいて子どもを産んだと仮定した場合の平均出生児数です。

合計特殊出生率は、昭和40年代はほ2.10台で推移していましたが、50年に2.00を下回ってから低下を続け、平成11年は史上最低の1.34になりました。



